

令和5年度 東広島市立中央中学校部活動基本方針

令和5年4月1日

中央中学校では、スポーツや芸術文化等の部活動に生徒が参加し、部活動顧問及び学校長が認めたコーチの指導のもと、部活動を通して「①学校教育の一環として、体力や技能の向上を図ること」「②異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を図ること」「③『知・徳・体』のバランスのとれた「生きる力」を身に付けること」を目指し、次のとおり部活動基本方針を定める。

1 適切な運営のための体制

(1) 希望制について

生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加については、希望によるものとする。

(2) 活動計画について

- 顧問は、1カ月の活動計画を作成し、管理職の決裁を得るとともに、作成した計画を保護者に配付し、活動日及び活動時間、大会参加等、活動計画について周知を図る。
- 臨時的に活動しなければならない場合（試験期間中の活動等）は、事前に管理職の了解を得るとともに、保護者にも周知する。
- 定期試験期間中の部活動停止期間
・期末試験及び学年末試験は、3日前から活動停止とする。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 活動について

生徒の心身の健康管理（スポーツ障害及び障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 熱中症対策について

- 30分に1回程度休憩をし、給水は適宜行う。
- 各自で1日に必要な水分を持参する。
- 熱中症指数計を確認し、適宜対応する。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日について

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設定する。なお、平日（月～金）は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（週末）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間について

- 1日の活動時間は、学期中の平日では2時間程度（朝練習を含む）、学校の休業日（長期休業中や学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。朝練習を実施する場合は、1日の活動時間に含める。なお、学校の休業日における大会やコンクール、練習試合や合同練習についてはこの限りではない。
- 大会前に限り、校長が認め、保護者の理解を得ている場合は、上記の活動時間に加えて活動することができることとする。

(3) 放課後の活動時間

活動月	活動時間	完全下校時間（正門通過時間）	延長活動時間
4月～9月	部活集合後（16時15分）～18時00分	18時15分	18時30分まで
10月、2月	部活集合後（16時15分）～17時30分	17時45分	18時00分まで
11月～1月	部活集合後（16時15分）～17時00分	17時15分	17時30分まで

(4) 朝の活動時間

- 原則、朝練習は行わない。部活動の特性や大会等の前で日程等の状況により通常の練習が難しい場合、校長が認め、保護者の理解を得ている場合は活動することができることとする。

活動時間	登校時間
7時10分～7時50分（準備・片付けを含む）	7時00分までは登校しない

(5) 大会等への参加

- 大会等への参加については、必ず管理職の許可を得る。また、参加計画を作成し、保護者に周知を図る。
- 大会参加時は、生徒に中央中学校の一員であることを自覚させ、礼儀やマナー等の指導も行う。
- 試合やコンクール及び練習試合に係る生徒輸送について
・原則として保護者が行う。
・大会や部活動の状況に応じては、バスを手配する場合もあり、その都度保護者に周知する。

4 その他

- 部活動は、技術の向上のみを目指すのではなく、挨拶・返事や身だしなみ、物品の丁寧な取扱いなど、マナーの指導も行う。
- 部活動時の登下校の服装は、制服または体操服（学校指定及び各部活で顧問が指定している物を含む）とする。
- 週休日、休日及び長期休業中の警報発令に係る対応は、次のとおりとする。
・午前 7時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午前の部活動は中止
・午前 11時00分の時点で警報が解除されていない場合 → 午後の部活動は中止
※ 気象情報を十分収集し、適切な判断を行い、メール等を活用し、生徒及び保護者に周知を図る。